

東京農工大学奨励奨学金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、次の各号に掲げる者を除く、<u>工学府及び生物システム応用科学府博士後期課程、連合農学研究科博士課程並びに岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程（以下「本学大学院等」という。）に入学及び生物システム応用科学府一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)</u>に進学する者とする。</p> <p>(1) <u>本学以外の6年制の学士課程（岩手大学農学部・東京農工大学農学部共同獣医学科に在籍し、岩手大学に本籍を置いた場合を含む）、大学院修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を卒業又は修了し、本学大学院等に入学する者</u></p> <p>(2) <u>東京農工大学学則（以下「学則」という。）第56条第2項（第1号を除く。）の規定により入学資格を認められた者</u></p> <p>(3) <u>生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻の学生で、早稲田大学に本籍を置く者</u></p> <p>(4) <u>岐阜大学連合獣医学研究科の学生で、本学以外の大学に配置される者</u></p> <p>(5) <u>国費外国人留学生</u></p> <p>(6) <u>外国政府派遣留学生</u></p> <p>(7) <u>日本学術振興会特別研究員</u></p> <p>(8) <u>社会人学生で企業等から在学に係る経済的支援を受けている者</u></p>	<p>本則</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、<u>本学大学院の修士課程、博士前期課程、専門職学位課程又は本学の6年制の学士課程（本学に本籍を置いた者に限る。）を修了又は卒業後、本学大学院の博士後期課程、4年制博士課程、博士課程に入学又は一貫制博士課程3年次に編入学する者若しくは一貫制博士課程2年次から3年次に進学する者とする。</u></p> <p>(1)から(10)まで 削る</p>	

<p>(9) <u>重複受給ができない他の奨学金等を受給している者</u></p> <p>(10) <u>奨学金の受給を希望しない者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(奨学生の決定取り消し)</p> <p>第6条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、<u>第2条各号</u>のいずれかに該当することとなった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、教育・学生生活委員会の議を経て奨学生の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学則</u>の規定により懲戒処分を受けたとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、奨学金は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>農学府共同獣医学専攻の学生で、岩手大学大学院に本籍を置く者</u></p> <p>(2) <u>生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻の学生で、早稲田大学大学院に本籍を置く者</u></p> <p>(3) <u>国費外国人留学生</u></p> <p>(4) <u>外国政府派遣留学生</u></p> <p>(5) <u>日本学術振興会特別研究員</u></p> <p>(6) <u>社会人学生で企業等から在学に係る経済的支援を受けている者</u></p> <p>(7) <u>重複受給ができない他の奨学金等を受給している者</u></p> <p>(8) <u>奨学金の受給を希望しない者</u></p> <p>(奨学生の決定取り消し)</p> <p>第6条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、<u>第2条第2項各号</u>のいずれかに該当することとなった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、教育・学生生活委員会の議を経て奨学生の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東京農工大学学則</u>の規定により懲戒処分を受けたとき。</p> <p>(3) (略)</p>	
---	--	--

附 則(平成30年4月1日教規程第7号)

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月に入学する学生から適用する。